

3 ガボン

3-1 概要

中部アフリカの西部に位置するガボンは大西洋に面し、その海岸線は約 800km に及ぶ。国土面積は 26 万 7,667 平方キロメートル（我が国の約 3 分の 2）である。経済分野についていえば、サブサハラ・アフリカ有数の産油国であり、輸出収入の 68%、GDP の 27%、国家収入の 59% を依存している。石油に加えて、マンガン、木材が輸出収入の 9 割を占めることから、資源の国際価格の変動の影響を非常に受けやすく、経済構造の改革が喫緊の課題とされている¹。また、最新の世界銀行の調査（2019 年）によれば人口は 217 万人、GDP が 166.6 億米ドル、一人当たり GNI は 7,210 米ドルと報告されている。主要産業は鉱業（原油、マンガン）、農林業（木材、ヤシ油）であり、対日輸出は 61.2 億円（石油、マンガン鉱、木材）、対日輸入 34.4 億円（自動車、建設用・鉱山用機械、タイヤ・チューブ）である。

自然環境に目を向けると、熱帯降雨林面積としてはアマゾンに次ぐ世界第二位の森林地帯として知られるコンゴ盆地に位置している。地形はガボン南西部に位置する沿岸地方に

図 3.1 ガボン共和国の位置図



は丘陵、平原、高原が広がり、標高は 200m を越えることはほとんどない。それ以外の地域は、北部に標高 500m～800m の北東高原、東部に標高 600m～800m のバテケ高原、南部にシャイユ山塊がある。シャイユ山塊の平均標高は 600m～700m であるが、標高 1,000m を越える山もあり、中でもイブンジ山(Mont Iboundji)は標高 1,575m でこれがガボンで最も高い山である²。

気候は、西側の大西洋沿岸部から内陸にかけて国土のほぼ 85% が高温多湿の熱帯雨林気候帯に属し、残り 15% の北部、東部の内陸高原地帯がサバンナ気候帯に属している。北部と南部の地域差及び年による違いはあるものの、概して 1 月半ば～5 月半ばが大雨季、5 月半ば～9 月半ばが大乾季、9 月半ば～11 月が小雨季、11 月～1 月半ばが小乾季となっている。ただし、乾季でも雲に覆われていることが多く、年間の月平均気温は 23 度～29 度である。

¹ 外務省ホームページ

² 『Annuaire Statistiques du Gabon 2001 – 2007』, 11/2009, Direction Générale de la Statistique et des Etudes Economiques, Ministère du Développement, de la Performance Publique, de la Prospective et de la Statistique

ガボンの水系は、コンゴ共和国に源があるオゴウエ河が東から西にガボンを横断する形で流れており、海岸に位置するポール・ジャンティ市近くで大西洋に注いでいる。全長はおよそ 1200km で、そのうち 1000km がガボン内を流れている。オゴウエ河流域が国土のおよそ 5 分の 4 を占め、多くの支流がある。オゴウエ河は河口から 350km 上流まで船舶の航行が可能である。

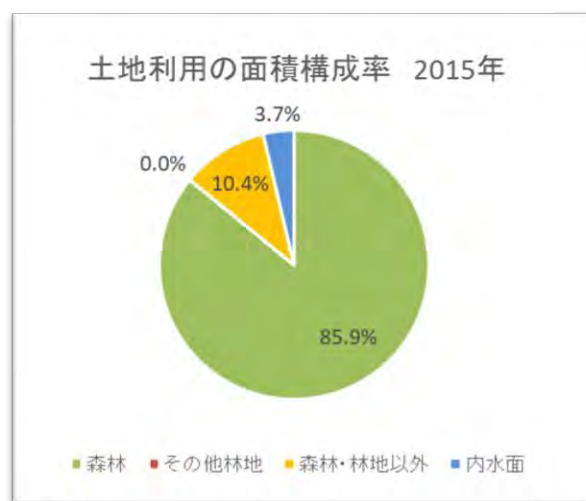
FAO の調査によれば³国土の 85.9% が森林で、近隣諸国と比べ人口密度が低いいため、手つかずの豊かな自然が多く残されており、ゾウ、ゴリラ、チンパンジーなどの大型哺乳類が多数生息している。

多様な自然環境を含む 13 の国立公園があり、国立公園の総面積は国土の 11% を占める。ガボン政府は自然環境の保全に力を入れており、中部のロペ国立公園や、大西洋岸のロアング国立公園ではエコツーリズムが導入されている。また、2007 年にロペ＝オカンダ生態系と残存文化的景観が複合遺産として世界遺産に登録された。

ガボン国における持続的森林管理の現状や森林認証の動向を知るうえで国家の上位政策について理解しておくことが重要であるが、その一つが「台頭するガボン戦略」(Plan Stratégique Gabon Emergent、以後 PSGE と表記) と緑のガボンである。

PSGE とは、アリ・ボンゴ・オンディンバ大統領がガボン国民に向けて発表した成長戦略である。PSGE において、ガボンは 2025 年を目標年と設定し、持続的開発に基づく各分野の成長戦略を策定している。PSGE では、キーファクターである持続的開発の戦略的目標 1 「人類の幸福、公平な社会、持続的成長、環境保護の 4 つを統合する新しい開発モデルの導入」に関し、天然資源の把握と保全のパイロットプログラムとして 6 つのアクションが登録されている。さらに、「Gabon Vert (緑のガボン)」は、PSGE でガボンが目指す持続的開発に基づく成長の柱の一つである。その戦略的目標において「ガボンの森林を持続的に管理し、ガボンを世界の熱帯木材のリーダーにする」ことが掲げられており、その実現には「ガボンの森林のポテンシャルを把握することが重要であり、全土を対象とした詳細なインベントリーがまずは優先されるべきで、これが持続的森林管理の基礎となる」と明記している。このような上位政策を背景として、ガボン政府は持続的森林管理に必要なツールとして森林認証の導入や中断していた EU との FLEGT 自主的二者間協定 (VPA FLEGT) の再協議を推進している。

図 3.2 2015 年の土地利用の面積構成率



³ Forest Resource Assessment 2015, FAO

3-2 木材生産・流通状況

3-2-1 森林資源概要

ガボンではFAOが定めた森林定義を使用している。すなわち、「森林とは0.5ha以上の面積があり、5m以上の樹高の樹木が複数あり、森林被覆率が10%以上、あるいは同じ場所でこれらの閾値に達する可能性のある樹木が複数ある土地」である⁴。

数年来実施された整備インベントリー調査によると、ガボンの森林には潜在的に伐採可能な樹種がおよそ 350 種あり、そのうち利用されているのはわずかに 60 種にすぎないことが判明している。中には、特にオクメ(*Aucoumea klaineana*)、ケバジンゴ(*Guibourtia tessmannii*)、オジゴ(*Dacryodes buettneri* ou *Pachylobus buettneri* (synonyme))、など市場価値の高い樹種がある。木材(単板)に加工しやすく、良質な合板製造が可能なオクメの資源量は1億3,000万立方メートルと推定されており、用材向け樹種の総潜在資源量はおよそ4億立方メートルである。森林資源は石油に次いで第2位の輸出収入源でありガボンの主要資源の一つであるが、管理が適切であれば再生が可能であり、森林はガボンの継続かつ持続可能な開発を担保する活動分野の一つとして認識されている。

ガボンが有する森林は約2,200万haに及び、うち1,400万haが国の恒久森林地であり、800万haが村落森林地(村落共同体共有林や狩猟場などにあてられた区域)である。国の恒久森林地は1,000万haの用材生産林と400万haの保護区域に区分される。森林伐採は登録された生産国有林地として割り当てられた森林で主に行われている(森林法に基づく森林区分の体系については3-3-1節で詳述する)。

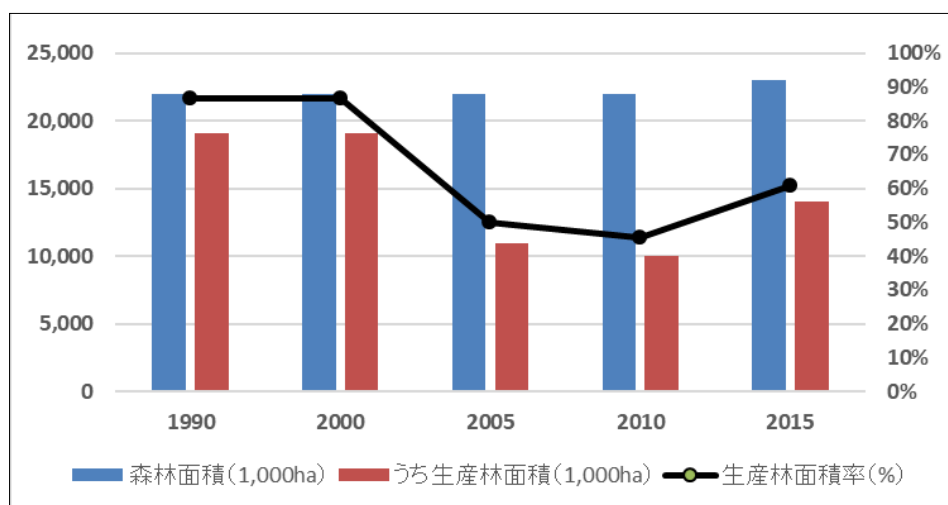
表 3.1 ガボンの森林被覆タイプ別面積⁵

森林被覆タイプ	ha
低地の密林	20,982,690
亜山地帯林 (900 m ~ 1500 m)	14,445
山地帯林 (1,500 m 以上)	36
湿地林	17,766
マングローブ	71,919
森林 - サバンナモザイク林	185,931
落葉樹の密林	176,643
森林 - サバンナモザイク林と落葉樹の密林の総面積	362,574
総森林面積	21,812,004

⁴ Forest Resource Assesment 2015, FAO

⁵ コンゴ盆地の森林 - 森林状況 2008 年

図 3.2 1990 年からの森林面積および生産林面積・面積率の動向⁶



ガボンの森林面積は 1990 年から微増ながら一貫して増加傾向にあり、森林減少が続くコンゴ盆地周辺国とは異なる動向を示している。また木材生産に供される生産林面積は 2000 年から 2005 年の間で大幅な減少傾向を示した。

ガボンの地域住民と森林との関係は文化的、世俗的、経済的なものであり、この関係性は村落共同体共有林のメカニズムと森林伐採の利益を地域住民と共有する契約ということ で成立している。

村落共同体共有林とは、村落コミュニティに割り当てられた村落林地を示し、簡易管理計画に基づいた天然資源の持続的管理のための活動や効率的な管理プロセスを実施・実行することを目的としたものである。村落コミュニティは以前より幾世代にもわたって、食料、医薬、薪炭材や建設材および農耕地の供給源である村落共同体共有林と社会的・文化的なつながりを維持してきた。すなわち村落コミュニティの存続は、この村落共同体共有林にダイレクトに依存している。村落共同体共有林では、経済的利益をもたらす木質林産物と非木質林産物を対象に伐採・採取が行われる。天然資源の利用と管理およびそこから得られる利益は、すべて関係する村落コミュニティのものとなる(村落共同体共有林の設立条件を定めた 2004 年 12 月 1 日付け政令第 001028/PR/MEFEPEPN 号)。

ガボンでは、森林コンセッションは村落コミュニティのための集団的利益に貢献する事を定めた森林法第251条により、森林伐採に由来する利益を地域住民に配分することが定められている。森林伐採からの利益の分配に関する法的枠組は2011年から2016年にかけて段階的に整備され、以下の3つの法文書に準拠する：

- 森林法第251条
- 契約条件のモデルを定めた2014年5月6日付け省令第105 (MEFPRN/SG/DG/DDF/SACF) 号

⁶ FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 より作成。

■ 2014年5月6日付け省令第105号の適用に関する文書

森林法第251条は森林政策において、持続可能な管理に関する社会的側面を担保している。これは、上記の村落コミュニティへの集団的利益を支援することを目的とし、コンセッションの所有者らによる財政的貢献を示している。その内容とレベルは各コンセッションに関する契約条件により定められ、関係する村落コミュニティの代表者会議の裁量により管理され、この枠組みにおいて、契約のメカニズムに基づき利益が分配される。第251条の適用に関する文書および2014年5月6日付け省令第105号は、契約条件モデルの導入を目的としているが、利益分配に関するあらゆる取決め（協定）はこれに準拠する。

3-2-2 木材生産・流通の特徴

1) 森林伐採・木材生産の現状

約 2,200 万 ha に及ぶ広大な森林面積と多様な樹種⁷に恵まれたガボンでは、100 社超の森林事業者が操業している。森林行政当局及びンコック(Nkok)にあるガボン特別経済ゾーン社(GSEZ 社)⁸のワンストップ管理部門から得たデータでは、リストアップされた業者は 162 社に及ぶ。森林コンセッションと木材加工場の 75%は国外の業者、特にアジア系とヨーロッパ系企業の所有であり、25%が国内業者のものである⁹。これらのコンセッションの総面積は約 1,200 万 ha に及ぶ¹⁰。なお、森林の持続可能な管理に関する森林法規(ガボン国森林法に関する 2001 年 12 月 31 日付け法律第 16/01 号の第 97 条)では、持続可能整備森林コンセッション(Concessions Forestieres sous Amenagement Durable、以下「CFAD」と称す)が有することのできる面積は 5 万 ha から 20 万 ha までの間と定めている。単一の森林事業者が複数のコンセッションを所有する場合は、面積は最大で 60 万 ha まで可能となる。

またリストアップされた 162 社のうち、78 社は、森林伐採のみならず場合によっては木材の加工や取引に特化した CFAD または整備伐採加工暫定協定(Convention Provisoire d'Amenagement, d'Exploitation et de Transformation、以下「CPAET」と称す)を持っている(付属資料 1 CFAD および CPAET を所持している企業)。

次に、森林伐採量についてみると2018年12月末時点において、原木の生産量が2017年比11%増の約190万m³と増加しつつある。

⁷ <http://conjunctureseconomique.com>

⁸ ガボンの森林と木材産業の連合/国際熱帯木材技術協会、森林/木材セクターの民間セクターに関するベースライン調査 2019 年 6 月 (UFIGA/ATIBT, Etude de l'Etat des lieux des Acteurs du secteur privé de la filière Forêt Bois au Gabon, Juin 2019.)

⁹ <http://conjunctureseconomique.com>

¹⁰ <http://conjunctureseconomique.com>

表 3.2 森林伐採量の実績¹¹

(単位：m ³)	2018年 四半期別実績				12月末	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
生産量	483,954	540,988	495,172	356,983	1,690,668	1,877,097
原木購入	60,025	58,902	50,322	54,076	135,625	223,324
国内業者への販売	141,094	140,571	142,225	109,502	606,411	533,392

近年ガボンの森林セクターでは丸太の輸出禁止による現地加工へのインセンティブや、2022年までにガボン国内にあるすべての森林コンセッションの森林認証取得への政策支援策などに関して活発な動きがみられる。

表 3.3 現在ガボンで木材用に伐採されている主要樹種¹²

N°	樹種	学名	最小伐採直径
1	マホガニー (Acajou)	Khaya ivorensis	80
2	アフォ (Afo)	Poga oleosa	--
3	アグバ (Agba)	Prioria balsamifera	80
4	アレブ (Alep)	Derbordesia glaucescens	-
5	アンドウング (Andoung)	Toubaonate brevipaniculata, A. Moreliana	--
6	アゾベ (Azobé)	Lophira alata	80
7	バヒア (Bahia)	Mitragyna ciliate	-
8	ベリ (Béli)	Paraberlinia bifoliolate	--
9	ベンジ (Benzi)	<i>Guibourtia arnoldiana</i>	-
10	ビルンガ (Bilinga)	Nauclea trillesii	80
11	ボッセ (Bossé)	Guarea cedrata	-
12	ダベマ (Dabéma)	Piptadeniastrum africanum Brenan	-
13	ディベトゥ (Dibétou)	Lovoa trichiliodes	--
14	ドゥシエ (Doussié)	Afzelia Africana	-
15	エビアラ (Ebiara)	Berlinia sp. Pi	-
16	エヴゥス (Eveuss)	Klainedosa gabonensis	-
17	ファロ (Faro)	Daniella spp.	-
18	ゲオンビ (Geombi)	Sindoropsis	-
19	ゴンベ (Gombe)	Didelotia Africana	-
20	イロコ (Iroko)	Milicia excelsa	80

¹¹ガボン経済のダッシュボード 2018年

¹²世界の森林遺伝資源の状況、国別レポート：ガボン共和国および木材産業通商開発局 (DDICB 2011年)

N°	樹種	学名	最小伐採直径
21	イゾンベ (Izombé)	Testulea Gabonensis	70
22	ケバジンゴ (Kévazingo)	Guibourtia tessmanii	2018年3月以降伐採禁止
23	コシポ (Kossipo)	Entandophragma candollei	-
24	ロンギ／アバ (longhi/abam)	Chrysophyllum spp	--
25	リンバ (Limba)	Terminalia superba	-
26	モヴィンギ (Movingui)	Distemonanthus Benthamianus	-
27	ムクルング (Mukulungu)	Autranella congolensis	90
28	ニアンゴン (Niangon)	Heritiera Utilis	-
29	ニオヴェ (Niovè)	Staudtia kamerunensis	-
30	オロン (Olon)	Fagara heitzii	-
31	オカン (Okan)	Cylicodiscus gabonensis	-
32	オクメ (Okoumé)	Aucoumea klaineana	70
33	オヴェングコル (Ovengkol)	Guibourtia ehie	
34	オジゴ (Ozigo)	Dacryodes buettneri	
35	パドゥック (Padouk)	Pterocarpus soyaixii	
36	パオ・ロサ (Pao rosa)	Swartia fistuloides	60
37	サペリ (Sapelli)	Entandophragma cylindricum	90
38	シポ (Sipo)	Entandophragma utile	90
39	タリ (Tali)	Erythrophleum ivorense Erythrophleum suaveolens	
40	ティアマ (Tiama)	Entandophragma angolense	
41	ヴェンゲ (Wengé)	Milletia Laurentii	
42	イガガンガ (Igaganga)	Dacryodes igaganga	

ガボンでは2021年現在、アフォ (Afo (*Poga oleosa*))、アンドック (Andok (*Irvingia gabonensis*))、ドウカ (Douka (*Tieghemella sp.*))、モアビ (Moabi (*Baillonella toxisperma*))、オジゴ (Ozigo (*Dacryodes buettneri*)) およびケバジンゴ (Kévazingo (*Guibourtia tessmanii*)) の5樹種の伐採が禁止されている。これらの樹種が占める伐採量はわずかであったが (2000年の総輸出量の13%)、この禁伐措置により経済的に打撃を受けている森林コンセッションもある¹³。

¹³ 世界の森林遺伝資源の現状、国別報告書：ガボン共和国および産業開発・木材貿易局 2011年

2) 木材加工産業の現状

ガボン政府は、森林／木材セクターの産業開発奨励を目的として、森林分野での地方における雇用創出とガボン産の木質林産物の付加価値向上を目指し 2009 年から原木(丸太)の輸出を禁止している。それ以降、1万人の雇用が創出されたが、2025年までに5万人の追加雇用を創出することを政府目標として定めており、熟練労働者の必要性が求められている。

木材加工産業は生産量、取引量ともに業績の伸びが大きく、生産設備の調達条件の改善と特にンコック経済特区に新設された製材場の生産性の向上により、製材の生産量は2017年比13.7%増の963,834 m³となっている。取引量の面から見ると国内向け販売成長が著しく110,303 m³を記録した。またアジア市場向けの製材需要の伸びが堅調であり、輸出成長率は2017年比8%、734,635 m³であった。

表 3.4 木材加工産業の生産活動の変遷¹⁴

(m ³)	2018年 四半期別実績				12月末	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
生産量	234,247	254,415	251,021	224,151	847,701	963,834
国内販売	30,183	32,294	19,546	22,280	65,852	110,303
輸出	164,717	190,726	190,376	181,990	680,367	734,635

製材設備では生産量、取引量ともに業績が改善し、生産量で見ると製材が2017年比17.1%増の610,927 m³となっている。業績好転の理由として製材設備の近代化への投資を通じた原木加工設備の供給力向上が挙げられる。

また、国内向け販売量と輸出量はそれぞれ70,508 m³と451,447 m³といずれも前年よりも増加している。これは国内市場の需要の多さとアジア市場向けの製材注文が継続的にある事に起因している。

表 3.5 製材活動の変遷¹⁵

(m ³)	2018年 四半期別実績				12月末	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
生産量	151,163	166,409	162,674	130,682	521,650	610,927
国内販売	27,356	20,435	11,474	11,243	34,362	70,508
輸出	104,780	119,551	115,220	105,071	445,896	451,447

¹⁴ DICB およびガボン経済のダッシュボード 2018 年

¹⁵ ガボン経済のダッシュボード 2018 年

ベニヤ(単板)製造設備は、ンコック経済特区の設備により業績は2年以上続けて順調であり、結果としてベニヤの生産量は2017年比14.8%増の315,477m³となっている。この状況は原木加工場の供給サイクルの加速を背景としている。同様に国内向け販売量が31,695 m³に達し、輸出量はンコック経済特区全体の業績向上と海外市場での需要の堅調な伸びに伴い30.1%増の252,908 m³となった。

表 3.6 ベニヤ製造の変遷¹⁶

(m ³)	2018年 四半期別実績				12月末	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
生産量	73,518	78,091	79,819	84,048	274,819	315,477
国内販売	7,151	9,791	5,910	8,843	25,193	31,695
輸出	53,139	63,289	67,180	69,300	194,424	252,908

反して2018年の合板製造は業績不振であり、合板の生産量は2017年の51,232 m³から2018年には37,431 m³となり、26.9%の減少を記録した。これは主要な加工工場での原木調達が困難となったことに起因している。取引量で見ると輸出も同じ減少傾向にあり、特に国内港湾業務で発生した物流上の問題により、2018年の輸出量は30,280 m³に留まった。他方、国内向け販売量は、国内市場の消費増加により28.6%増の8,101 m³となっている。

表 3.7 合板製造の変遷¹⁷

(m ³)	2018年 四半期別実績				12月末	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
生産量	9,566	9,915	8,528	9,421	51,232	37,431
国内販売	1,676	2,068	2,163	2,194	6,297	8,101
輸出	6,798	7,886	7,977	7,619	40,047	30,280

原木加工の主要拠点であるンコック経済特区では、森林認証の一環として特区に搬入される丸太の原産地を管理するためのツール「トレーサーNkok (Tracer Nkok)」が最近導入されつつあり、森林認証が要求する原木の適切な加工までのトレーサビリティがカバーされることが期待される。

世界銀行が2017年に発表したガボンの木材セクターの産業化に関する報告書¹⁸では、木材セクターの生産性を改善し、担当大臣が定めた目標である「2025年までに3兆FCFA

¹⁶ ガボン経済のダッシュボード 2018年

¹⁷ コーラ・ウッド、ルジエ・ガボン、オティム・ベニヤ、シーフおよびガボン経済のダッシュボード 2018年

¹⁸ Impact of the 2010 log export ban on forests, the timber industry, and the Gabonese economy (Report No. ACS20539)

(フランスセファーフラン)¹⁹を達成する」ために行うべき活動に重点を置いている。主なものは以下の通りである：

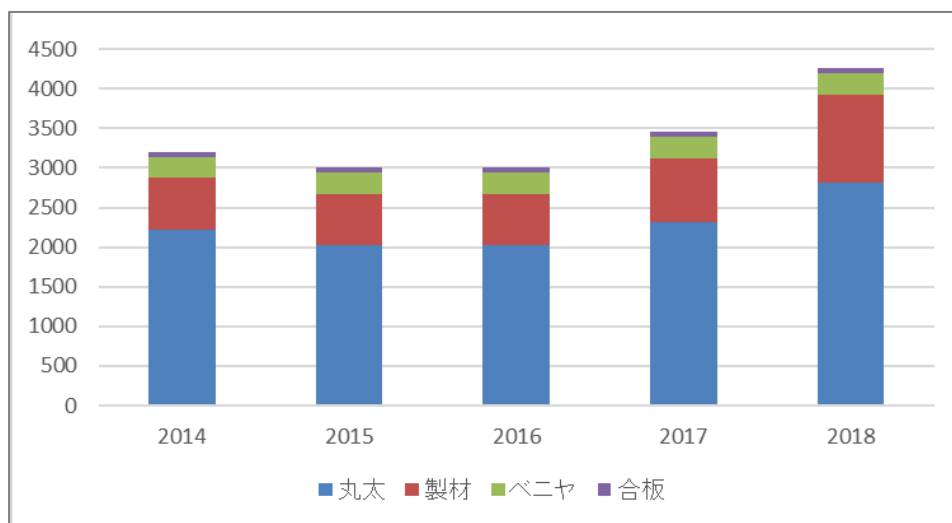
- 林業および木材・木工業に関する職業訓練の強化（2020年の研修実績はそのニーズに対して実施率がとても低い）
- 国家木材トレーサビリティ・システムおよび林産品・工業製品の追跡に関するデータベースの設置
- 木材取引所の設立（木材取引所の運用効率は極端に低い）

このプロセスを加速させるべく、大統領はガボンの森林コンセッション全体を2022年までに認証すると目標を定めた。それを側面支援すべく2020年1月31日に協力協定書がNGOである森林管理協議会（FSC）と森林を管轄する省庁との間で締結された。

3) 木材流通の特徴

2010年から2017年の間に原木の生産量が150万m³から230万m³に増加したが、それでもまだ大きく向上することが政府目標として掲げられている。現在、森林開発を管轄する水・森林省森林総局の国内総生産(GDP)における貢献度は約5%を占めており、2020年までに20%と定めた目標達成にはほど遠い数字となっている。

図 3.3 ガボンの木材製品別生産量の動向（単位：1,000m³）²⁰

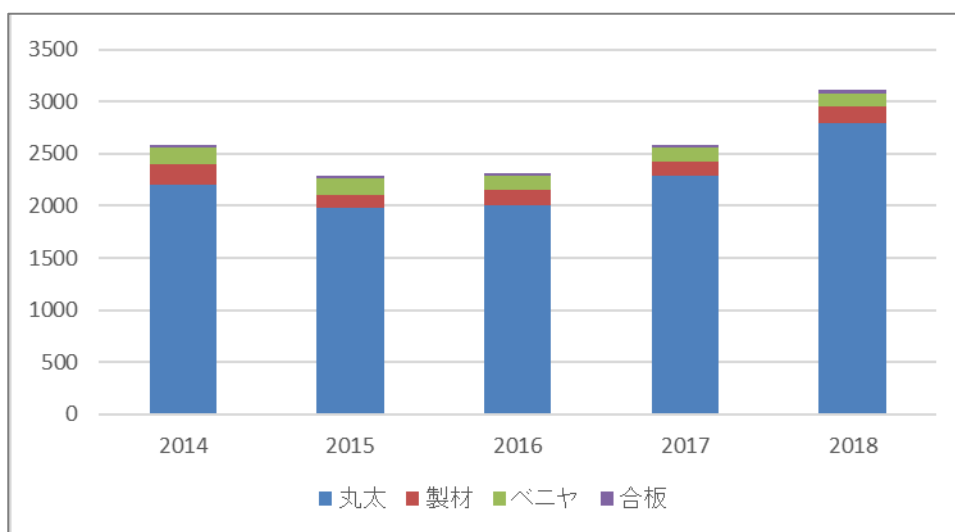


木材製品別生産量の動向に関して国際熱帯木材機関（以下、「ITTO」）の資料によれば、2016年から2018年にかけて丸太製品の生産量が上昇しているが、その他の製材やベニヤ、合板については生産量に大きな変化は見られない。

¹⁹ ガボン国の通貨単位であり、1ユーロ≒656 FCFAの固定レートが適用されている

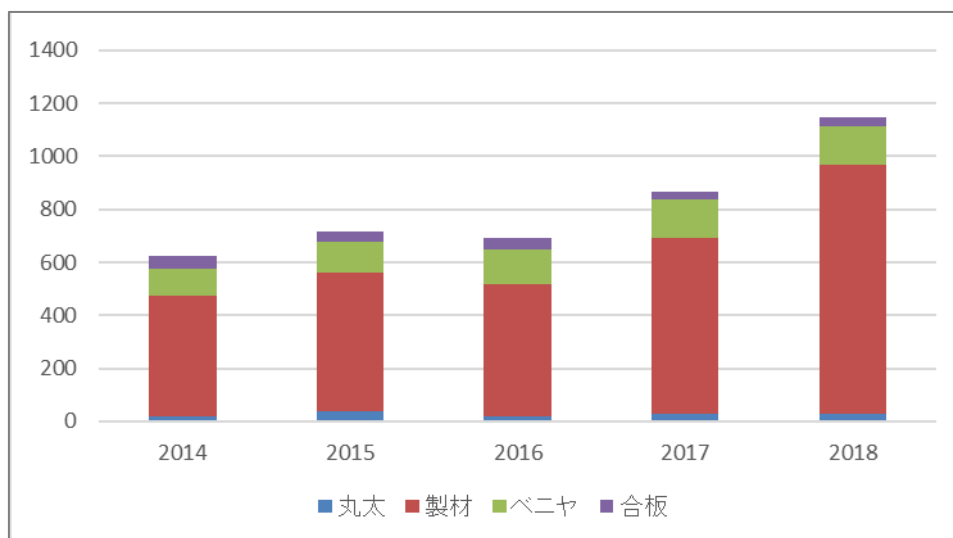
²⁰ Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO を基に作成

図 3.4 ガボンの木材製品別国内消費量の動向（単位：1,000m³）²¹



一方木材製品別国内消費量の動向について同資料によれば、丸太の国内消費量は原木輸出が 2009 年から禁止されたことにより、生産量の全てが国内消費でされ、製材やベニヤは生産量の一部が国内消費されるレベルに留まっている。

図 3.5 ガボンの木材製品輸入品（単位：1,000m³）²²



ガボンは、ITTO 加盟国のうちアフリカ地域からの製材の最大輸出国である。2010 年に厳格な丸太の輸出制限が課されたため、鉄道や港湾の運営が混乱した 2016 年を除いて、製材品の輸出は前年比で増加し続けている。一方、生産者側は生産コストの上昇と継続的

²¹ Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO を基に作成

²² Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO を基に作成

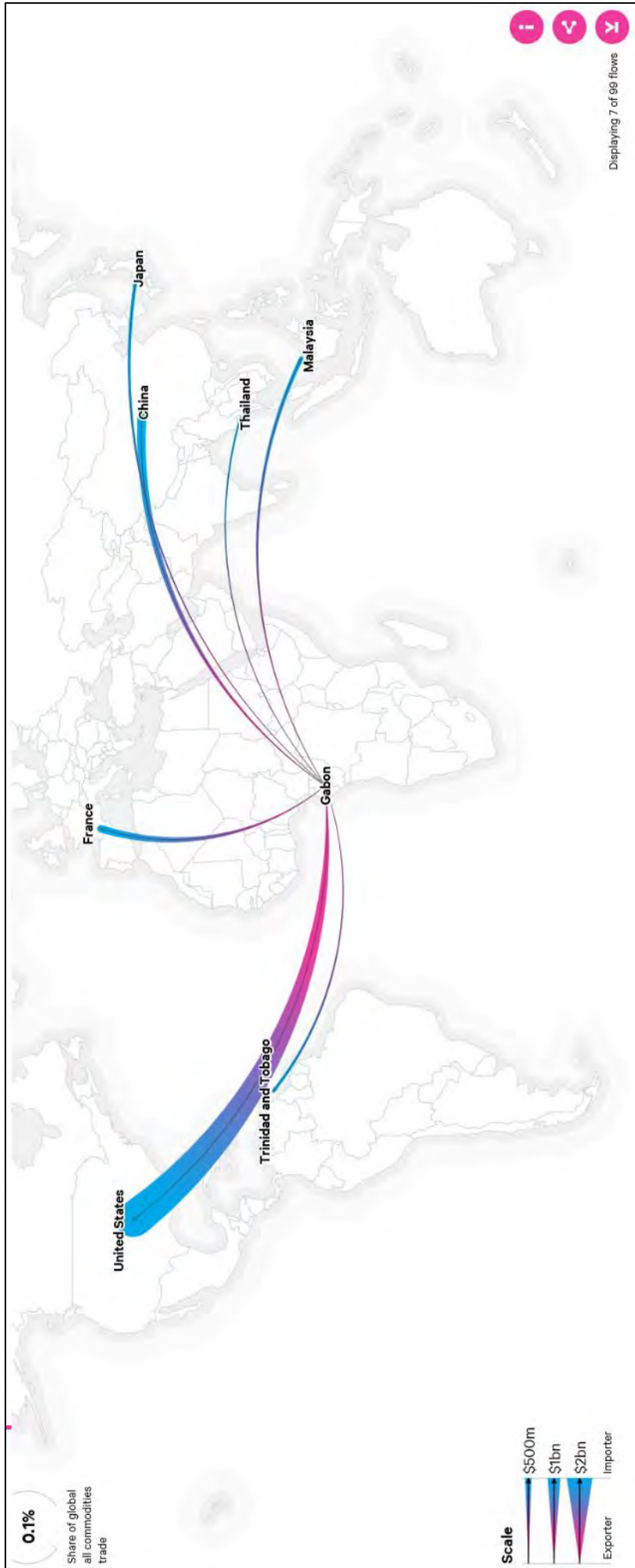
な政府からの税還付遅延の影響を受けており、この税還遅延の状況は一部の輸出業者に財政上の問題を引き起こし、森林セクターにおける民間投資活動を減少させたものの、2018年の製材輸出量は大幅に増加し（2017年比42%）、942,000 m³となった。増加の大部分は中国への輸出の急増によるものであり、2018年のガボンの輸出は主に中国（61%）向けで前年比37%増加している。次いでベトナム（15%）とベルギー（6%）となっている。

現在、ガボンにある135の操業中の製材所のほとんどはアジアの企業が運営しており、続いてヨーロッパや地元の企業が運営している。2019年初頭、西アフリカ製材の中国市場へのFOB（本船渡し）価格は、ガボンおよびカメルーンからの大量出荷と中国でのオクメ製材の需要の鈍化により下落しており、中国からの第二次加工木材製品輸入に対する米国の関税引き下げも価格の低下を招いている。2019年1月直近での、大規模購入業者は主に次の3社である²³：

- 8,460 立方メートルを購入したグリーンプライ（Greenply）（インド）
- 3,900 立方メートルを購入したガボン・ベニヤ（Gabon Veneer）（インド）
- 3,560 立方メートルを購入したジン・シャン・ウッド（Jin Shan Wood）（中国）。

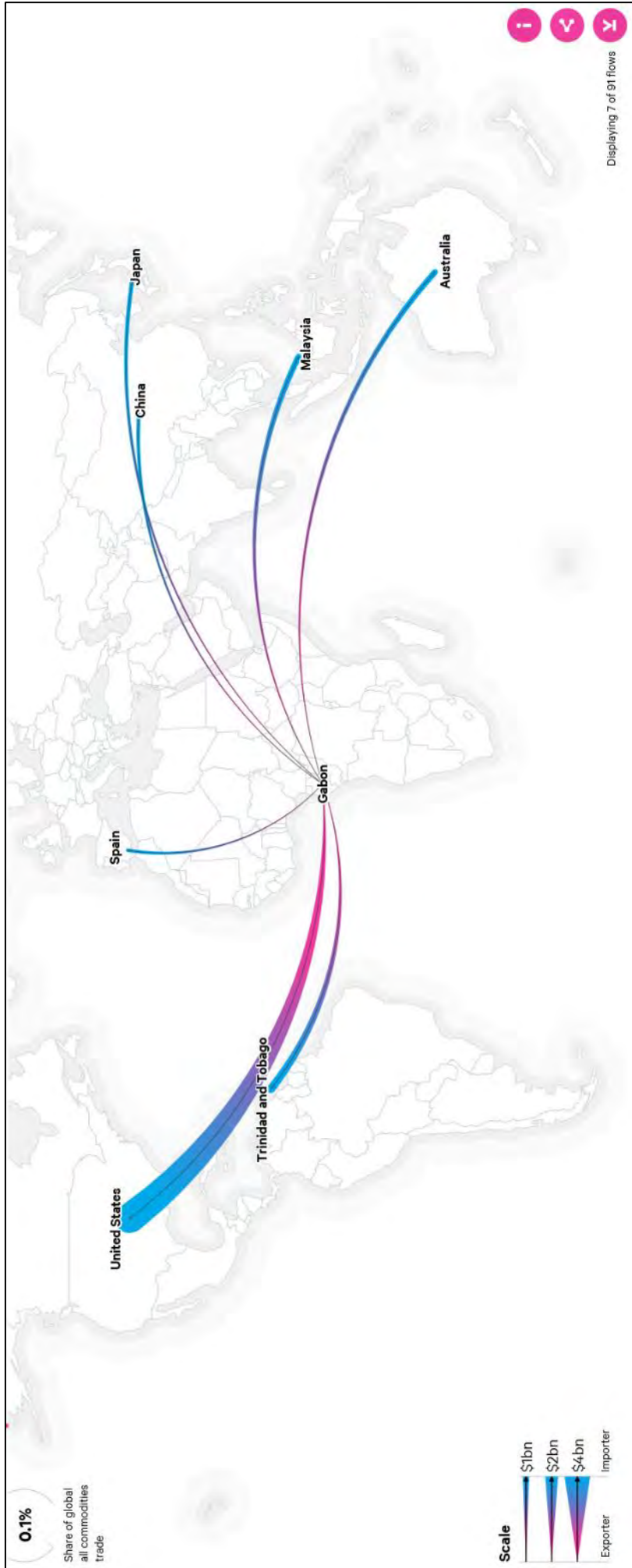
²³ 本調査調べ

図 3.6 2007 年の輸出先²⁴



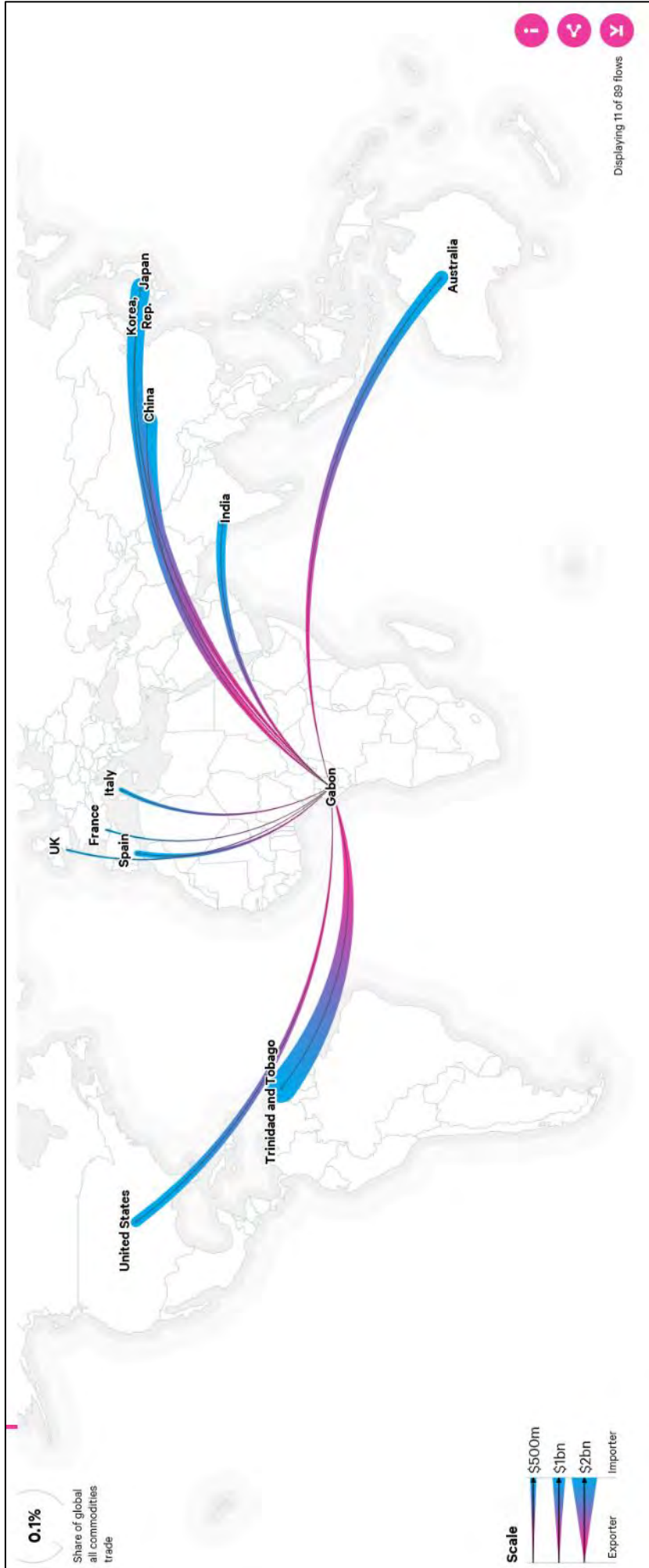
²⁴ <https://resourcetrade.earth/>

図 3.7 2011 年の輸出先²⁵



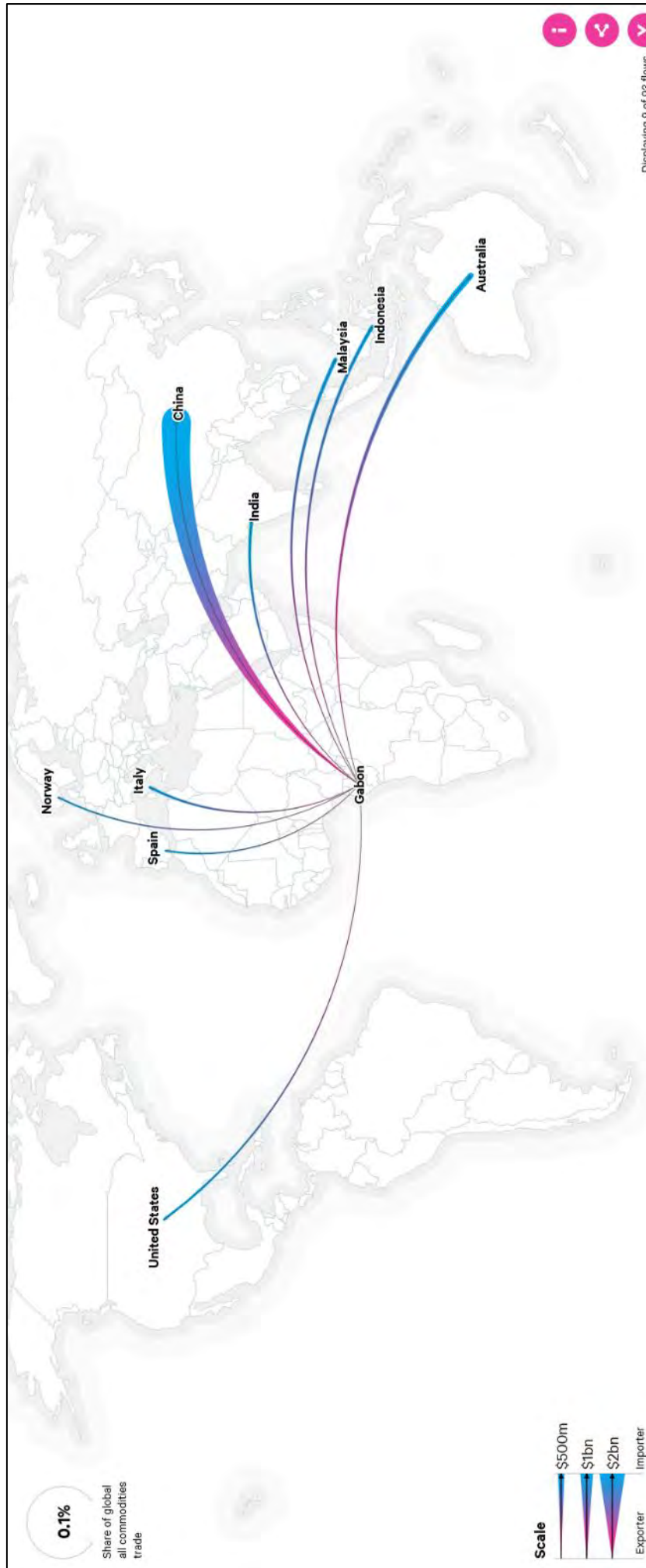
²⁵ <https://resourcetrade.earth/>

図 3.8 2014 年の輸出先²⁶



²⁶ <https://resourcetrade.earth/>

図 3.9 2017 年の輸出先²⁷



²⁷ <https://resourcetrade.earth/>

アフリカ地域からの熱帯単板の輸出は、ITTO 諸国からの輸出の 22%を占め、ガボン、コートジボワール、ガーナ、カメルーン、コンゴ共和国がアフリカ地域からの主要な輸出国でありインドと中国への輸出は増加しているものの、アフリカの熱帯単板の輸出のほとんどは EU の目的地に向けられている。

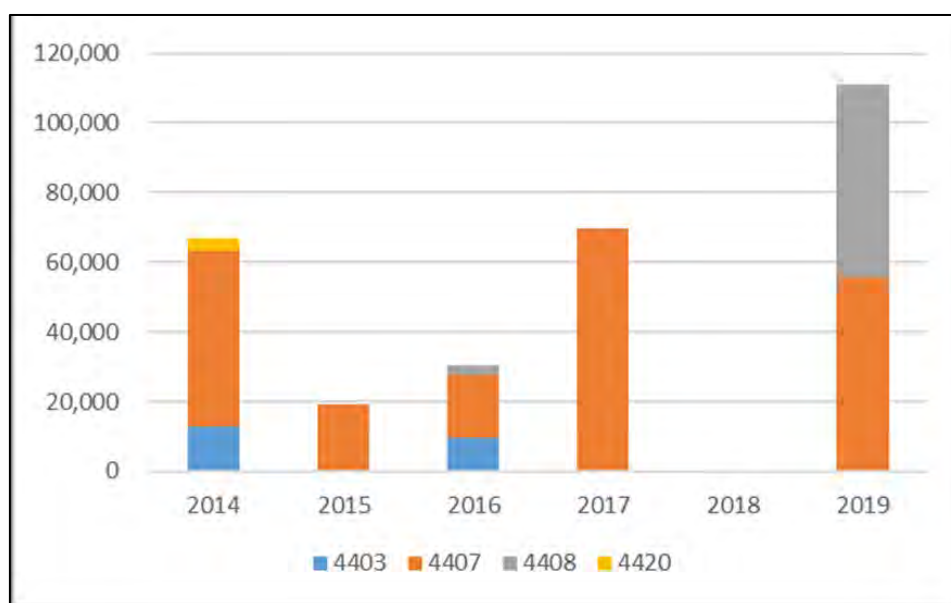
ガボンの熱帯単板の輸出は、主要市場である欧州連合でのオクメ合板の需要レベルに連動している。2010 年の丸太輸出禁止の施行により輸出が増加し、ヨーロッパの合板製造部門に供給する単板の輸出が増加した。2012 年から 2014 年の間、低調な需要レベルのためガボンの単板の総輸出量は一時的に縮小したが、2017 年にはフランスの需要レベルの向上とインドへの輸出の伸びに応じて前年比で増加し 14,000m³ に達した。

アフリカの熱帯合板の輸出量は世界規模では比較的少なく、2017 年の ITTO 生産国の輸出の 2%未満となっている。ITTO に加盟するアフリカの生産国からの輸出は、過去 3 年間で比較的低いレベルに留まる。

上記のうち、ガボン、コートジボワール、ガーナは 2017 年における地域で最大の輸出国であり、輸出の大部分は EU 市場、特にフランスとドイツ向けである。一方で 2019 年には、ベニヤと合板の製造への投資先が EU からアジアの企業へと大幅に変わり、アジア方面への輸出の増加が見込まれている。

次にガボンから我が国に輸入された木材関連製品の動向について、日本財務省貿易統計のデータをもとに概観する。

図 3.10 我が国の HS コード 44 類区分別の輸入額（単位：千円）²⁸



²⁸ 出典：日本財務省貿易統計のデータを基に作成。

表 3.8 HS コード 44 類区分の概要

HS コード	該当する製品
4403	木材（粗のものに限る）
4407	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもの）
4408	化粧張り単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸削ぎした木材
4420	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具

ガボンから我が国に輸入される木材製品は主に丸太及び製材であったが、2019 年に化粧張り単板、合板用単板の輸入が急増した。なお、HS コード 94 類（木製家具）の 2014 年以降の輸入実績はない。

3-2-3 森林認証システムの導入状況

1) 国内で普及している森林認証システム

ガボン国内では 5 つの異なった森林認証システムが導入されている。これらの認証システムは独自のプロセスに基づき、達成する目的に応じた評価ツールを用いているが、森林管理協議会（FSC）や Keurhout、木材合法原産地認証（OLB）、TLV（The Timber Legality Verification）が非常にニーズの高いシステムであるのに対し、Pan African Forest Certification Gabon（PAFC-Gabon）の国内適用例は限定的である。

そのなかでもガボンの森林伐採事業者で採用例が多いのは FSC のシステムであり、伐採・木材加工業者のルジエ・ガボン（Rougier-Gabon）では、CoC と 3 つの森林コンセッションに関する FSC の認証を 2008 年 10 月 9 日に取得している。これらは、オータバंगा（Haut-Abanga）、オゴウエ・イヴィンド（Ogooué-Ivindo）およびレケイエ（Lékéye）にある CFAD（持続的森林コンセッション）において取得され、総面積は 68 万 8,262ha に及ぶ²⁹。同日、森林伐採事業者であるスイス系グループのプレシャス・ウッド（Precious Woods）が、赤道木材会社（Compagnie équatoriale des bois : CEB）で証明書を取得している。また、カンパニー・デ・ボア・デュ・ガボン（Compagnie des bois du Gabon (CBG)）は 2009 年 6 月 2 日に FSC の認証を取得している。

また、Keurhout システムはオランダ市場の特殊な需要を対象としている

²⁹ NELTHO 2008 年「ルジエ・ガボンの FSC 認証：森林コンセッションの責任ある管理に対する賞」
2008 年 10 月 23 日付け第 9,855 号のユニオン紙の記事（NELTHO, 2008, « Certificat FSC de Rougier Gabon : un prix à une gestion responsable des forêts concédées », in journal l'Union n° 9855 du 23 octobre 2008）

表 3.9 ガボンで普及している認証システムとその特徴

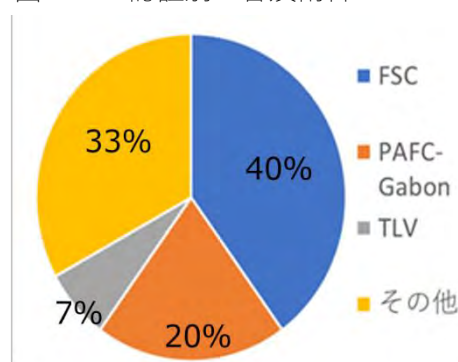
基準	ガボンにおける認証システムの特徴
森林管理協議会 (FSC)	<ul style="list-style-type: none"> 国家基準は国内作業部会により、FSC が策定した「コンゴ盆地に対する域内基準のバージョン 5」に基づいて策定。 2016 年 2 月に国家基準の第一案が作成された。 国内法への適応（グローバルな基準に基づいた国家基準の作成） すべての森林コンセッションに適用可能な国家基準
PAFC-Gabon	<ul style="list-style-type: none"> PAFC-Gabon はガボンの社会環境条件及び経済条件に合わせて設定されている。 COFRAC³⁰は PAFC-Gabon に対する有効な認定機関である。 汎欧州森林認証制度（Pan European Forest Certification Schemes : PEFC）によって相互認証されているため、PAFC-Gabon によって認証された製品は、PEFC のロゴで国際市場に参入することができる。
OLB	<ul style="list-style-type: none"> ガボンに関しては、森林法、労働法、持続可能な開発に関する法律、環境法、そして社会保障に関連するすべての法令が認証に必要な要求事項に相当する。
Keurhout	<ul style="list-style-type: none"> オランダ市場向けに特化し、ガボンでのみ使用されているため³¹、あまり普及していない。
TVL	<ul style="list-style-type: none"> 他の認証制度と比較して全国レベルではあまり普及しておらず、詳細な情報が欠如している。

2) ガボンで認証を取得した企業

ガボンでは森林は重要な経済的資源と位置付けられており、主要な資産の一つとなっているため、国の経済発展のためには森林開発・利用は不可欠な存在である。他方、国際市場や非政府機関（NGO）からの合法性証明などの要求に対して脆弱であり、環境に配慮した良質な製品をより高い価格で購入する消費者に対応すべく森林認証の取得が急務とも言える。

ガボンでの認証機関別・森林認証取得率を森林面積で見ると、FSC が 40%、PAFC-Gabon が 20%、TLV が 7%、その他が 33%、となっており、森林認証を取得した森林コンセッションの所有土地面積は 261 万 7,289ha にのぼる。

図 3.11 認証別の普及割合



³⁰ <https://www.cofrac.fr/en/>

³¹ Le Flamboyant : 国際熱帯樹木ネットワーク・メンバーのニュースレター、2007 年 5 月

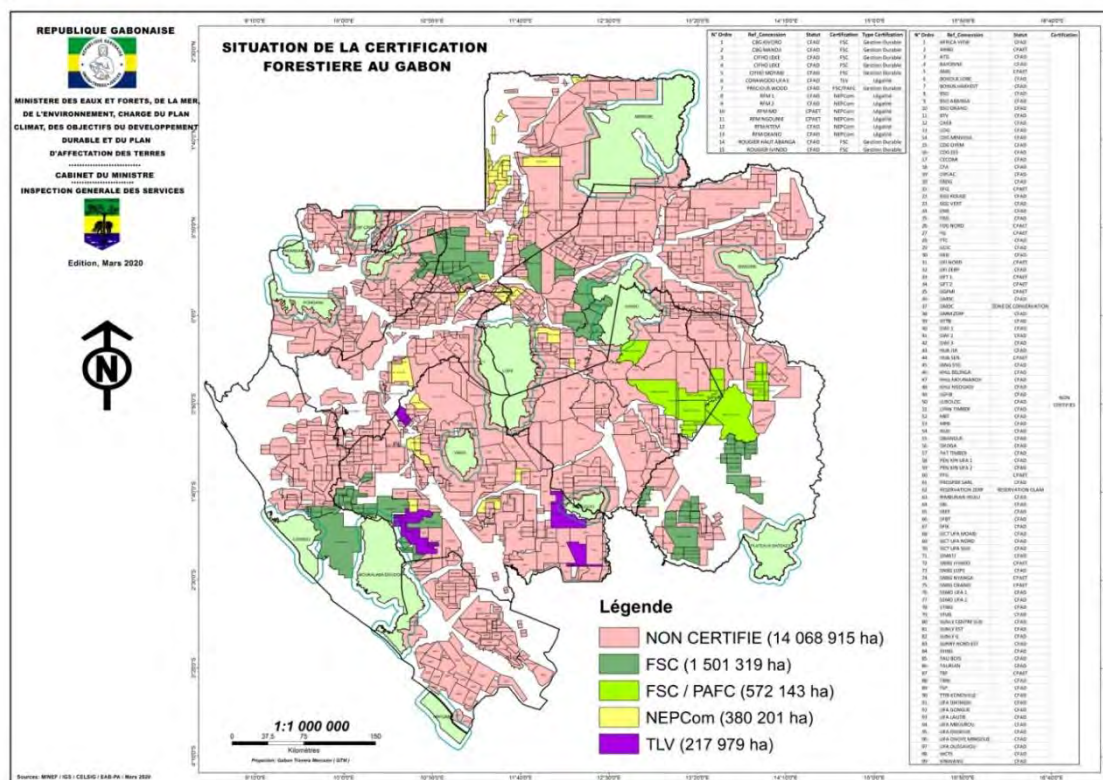
表 3.10 2020 年 ガボンで認証を取得した森林コンセッション³²

N°	森林コンセッションの名称	整備計画承認年	認証	面積 (ha)	認証の種類	
1	プレシャス・ウッド-CEB： バンビディエ (BAMBIDIE) UFA ³³ 、オコンジャ (OKONDJA) UFA およびレラマ (LELAMA) UFA	2000	FSC/PAFC	596,800	持続可能な管理	
		2000	FSC/PAFC			
		2000	FSC/PAFC			
2	カンパニー・デ・ボア・デュ・ガボン (Compagnie des Bois du Gabon)：キヴォロ (Kivoro) UFA	2009	FSC	216,443		
	カンパニー・デ・ボア・デュ・ガボン (Compagnie des Bois du Gabon)：ラビ (Rabi) UFA	2004	FSC	185,700		
	カンパニー・デ・ボア・デュ・ガボン (Compagnie des Bois du Gabon)：マンジ (Mandji) UFA Mandji	2004		166,400		
3	シフォ レケ (CIFHO Léké)	2006	FSC	145,236		
4	シフォ モヤビ (CIFHO Moyabi)	2007	FSC	186,395		
5	ルジエ・ガボン (Rougier Gabon)：オータバンガ (Haut Abanga) UFA	2002	FSC	293,162		
6	ルジエ・ガボン (Rougier Gabon)：オゴウエ・イヴィンド (Ogooué Ivindo) UFA	2004	FSC	279,185		
7	コーラ・ウッド・ガボン (Corà Wood Gabon) / ングニエ (Ngounié) UFA または UFA 3	2013	TLV	217,708		合法性
8	RFM ガボン特別経済ゾーン社-ンテム (RFM GSEZ-Ntem)：整備伐採加工暫定協定 (CPAET)	2016	NEPCom	61,959		
9	RFM ガボン特別経済ゾーン社-オカノ・イヴィンド (RFM GSEZ-Okano Ivindo) UFA	2018	NEPCom	55,444		
10	レイン・フォレスト・マネジメント / UFA n°1 (Rain Forest Management (RFM))	2013	NEPCom	79,670		
11	RFM ガボン特別経済ゾーン社：モアイエン・オゴウエ (Rain Forest Management-GSEZ « Moyen-Ogooué »)	2019	NEPCom	59,305		
12	RFM ガボン特別経済ゾーン社：ングニエ (Rain Forest Management-GSEZ « Ngounié »)	2019	NEPCom	73,882		
総整備面積				2,617,289		

³² 森林総局 (DGF) 2020 年

³³ Unité Forestière d' Aménagement (森林管理ユニット)

図 3.12 ガボンにおける認証を取得した森林コンセッションの状況（2020年）³⁴



このような状況下、2012年9月に、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガボンおよび赤道ギニア向けのFSCの地域スタンダード（FSC FOREST STEWARDSHIP STANDARD FOR THE CONGO BASIN）が承認され、2018年9月にはアリ・ボンゴ大統領が、ガボン国内の全森林コンセッションが2022年までにFSC認証を取得することを義務付けることを宣言した。更に2020年1月31日、リー・ホワイト水・森林大臣が、FSCとの間で「2020 cooperation agreement」を締結するなど、政府トップレベルが森林認証へのコミットメントをリードし続けている。

3) 森林/木材セクターに対する認証の課題

森林法第 244 条では、森林伐採に関する一連の税金が規定され、すべての伐採・鋸盤による製材加工の許可の割り当て、プロセス、更新、交換、譲渡ならびに林産品の販売と輸出には、状況に応じて以下の税金または負担金を課されることが明記されている。

- 伐採に関する税金
- 面積に対する税金
- 更新に関する税金
- 譲渡に関する税金

³⁴ 森林総局（Direction Gestion Forestière）

- 鋸盤による製材加工に関する税金
- 輸出税
- 賃貸に関する税金
- プランテーションに特化した負担金
- 森林税

これらの税金を規定する法文書は全て、2020年の国家の資源と税金を決定する2020年1月22日付け法律第014/2019号（財政法）の一部の条項の修正に関する2020年7月17日付け法律第019/2020号に含まれる。

4) ガボンにおける自主的の二国間貿易協定(FLEGT-VPA)

ガボンはFLEGT自主的二者間協定（FLEGT-VPA）の締結に向けて、欧州連合（EU）との交渉を2010年9月に開始し、1年半の間交渉が継続されたが2012年半ばに中断されたが、2019年にはガボン政府交渉担当者は、EU関係者に両者間の貿易再開にガボン側が関心を持っている意思を示した。

ガボン政府は交渉再開の準備として2014年に外部資金³⁵を導入し、主に森林コンセッション認証の普及や森林／木材セクターのガバナンスの改善を目的とした行動に取り組んでおり、ガボンの森林政策と規則の要件を満たすべく、民間セクターでは2019年に開始されたものも含め、森林データの管理とトレーサビリティに関する能力強化を目的とした事業が実施されている。

3-2-4 違法伐採に関する関連情報

ガボン国における違法伐採の監視、摘発は水・森林省水・森林省が所管し、地方事務所がその執行を担っている。以下、水・森林省水・森林省地方事務所の役割を述べる。

1) 水・森林省水・森林省地方事務所による査察

水・森林省水・森林省地方事務所は、定期的に州内のコンセッションを訪れ、年間操業計画通りに施業が実施されているかを現地確認する。伐採業者による森林インベントリーの検証を主に行う。

地方管理局による具体的な現地確認作業は以下の通り。

- 森林官がコンセッションに連絡のうえ現地訪問
- 査察に必要なツールの準備
- Code Forestier（森林法）
- 当該コンセッションの Plan d'Aménagement（開発計画）
- 同 Plan de Gestion（管理計画）
- 同 Plan Annuel d'Opération（施業計画）

³⁵ FLEGT アフリカ・カリブ・太平洋諸国（世界食糧農業基金）・セクター別ガバナンス支援プログラム（欧州開発基金）

- GPS、デジカメ、PC (ArcGIS)
- 現場では、現場担当者に伐採計画図（伐採対象木の位置が示されているもの）を用意させ、伐採対象木以外を伐採していないか、年間伐採操業区域の境界を超えて伐採していないかを確認する。

上記のような内容を現地で確認し、違反がある場合は森林法に基づいた指導を行う。

2) 水・森林省水・森林省地方事務所による違法伐採の摘発

水・森林省水・森林省地方事務所では伐区の内外にかかわらず、森林官が以下の方法で違法伐採摘発にあたっている。

- 林道で伐採木を積載したトラックを検問し、必要な書類を確認する。
- 住民もしくは伐採業者からの通報により現地調査を行う。
- 定期的にパトロールを行い、違法伐採が疑われる場合には、GPS で位置情報を記録の上、事務所にて伐採許可を確認する。

3-3 森林の伐採段階における法令

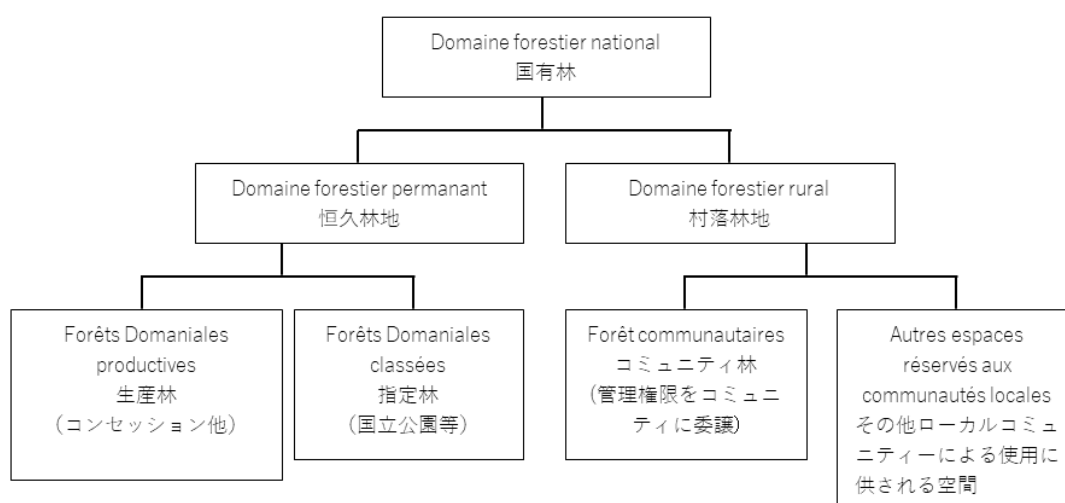
3-3-1 森林伐採に関する行政の体制

1) 森林法に基づく森林区分の体系

ガボンの森林法（Code Forestier）ならびに国家技術書（Guide Technique National）に記載されている生産林に関する伐採許可とその整備・施業に関する主な規則は、以下の通りである。

森林法第13条（Article 13 du Loi No0016101 portant Code Forestier）によれば、ガボンにおいては全森林の所有権が国に帰属しており、それらが恒久国有林地（Domaine forestier permanent : 1,400 万 ha）と村落林地（Domaine forestier rural : 800 万 ha）に大別される。国有林地は、生産林（Forêts Domaniales productives : 1,000 万 ha、コンセッションなど）、指定林（Forêts Domaniales classées : 400 万 ha、国立公園等）に分けられ、また、村落林地は、コミュニティ林（Forêt communautaires）、その他ローカルコミュニティによる使用に供される空間（Autres espaces réservés aux communautés locales）に分けられる。

図 3.13 森林法に規定されている森林の種類



2) 伐採許可に関する基本情報

ガボンの国有林地（Domaine forestier permanent）のうち、生産林（Forêts domaniales productives）については、伐採許可が手続きを経て認可されている森林（Forêts attribuées avec Permis à vocation industrielle）とその他の生産林（Réserves forestières de production : 未調査および伐採許諾申請中の森林）に分けられる。村落林については、地域住民による利用が法令に基づき許可されている。

表 3.11 伐採許可された森林の種類

CFAD: Concession forestière sous aménagement durable	面積 50,000ha 以上 600,000ha 以下。単一もしくは複数の開発区画 (lot) で構成。1 lot は、15,000ha 以上 200,000ha 以下。申請には森林整備インベントリーを実施したうえで、持続可能な森林管理と生物多様性の保全等にも配慮した計画書の提出が必要。
PFA : Permis forestier associé	CFAD の中に統合されるか、もしくは、複数の PFA をグループ化して CFAD を形作る。面積は CFAD に統合される場合は 15,000ha 以下で、グループ化して単一の CFAD とする場合は 50,000ha 以下。 認可はガボン国民・企業に限定。
PGG : Permis de gré à gré	主に地域コミュニティの森林利用を想定した許可。面積ではなく、伐採本数 50 本という本数上限がある。入札ではなく、すべて随意契約。認可はガボン国民に限定。

3-3-2 法令の概要と運用状況

ガボンにおける林業関連の全法規はガボン森林法（2001 年 12 月 31 日付けガボン共和国の森林法に関する法律第 16-01 号）³⁶にまとめられているが、同国で伐採可能地を取得するには以下の方法がある。

- 入札による森林コンセッションの割り当て
- 相互合意による許可の割り当て
- 村落共同体共有林の伐採許可の割り当て

森林伐採には森林／木材セクターを管轄する官庁からの承認取得が必要である。この認可では事業者には森林整備とその持続可能な管理を遵守することが義務付けられており、これらの基準に違反した場合、現行の法律に従い許可が停止されることがある。

森林伐採活動を規定する条項の詳細を以下の表に記載する。

³⁶ https://www.ufiga.org/telechargement/loi-n-16_01-portant-code-forestier_dec-2001/

表 3.12 ガボンの森林／木材セクターに適用される法令に関する文書

適用範囲	法令に関する文書
森林許可の定義・付与・運用	ガボン共和国における森林法第 016/2001 号 関連条項：法令第 01/01 号 (93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101,102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110,111, 112, 113, 114, 115, 117, 118, 1019, 1020, 1021, 122, 123, 124, 125, 126, 1027, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162)
入札による森林コンセッションの付与	2008 年 8 月 10 日付け省令第 00640-08-MEF-EPA 号の全条項
相互合意による許可の付与	2011 年 10 月 10 日付け省令第 136-MEF 号の全条項
村落共同体共有林の設置条件	2004 年 12 月 1 日付け政令第 N001028-PR-MEF-EPEPN 号の全条項
村落共同体共有林の付与と管理の手順	2013 年 1 月 31 日付け省令第 018-MEF-SG-DGF-DFC の全条項
村落コミュニティによる森林の留保権	2014 年 5 月 6 日付け省令第 106-MF-EPRN 号の全条項
森林／木材セクターの専門的な承認の発行条件	2011 年 4 月 2 日付け政令第 0278-PR-MEF 号の全条項
登録された生産性の高い国有林の整備および持続可能な管理に関する基準および技術	2004 年 8 月 24 日付け政令第 689-PR-MEF-EPEPN 号の全条項
伐採可能な樹種を定める 2004 年 3 月 1 日付け省令第 000119-PR-MEF-EPEPN 号	省令の全条項
用材用樹種の最小伐採可能直系を定める 2004 年 3 月 1 日付け省令第 000117-PR-MEF-EPEPN 号	省令の全条項
廃材の状況	2011 年 2 月 2 日付け政令第.0273-PR-ME 号の全条項
新たな許可の付与の暫定的な停止	2004 年 8 月 9 日付け政令第 666-PR 号の全条項

3-3-3 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

1) 伐採制度（コンセッション）恒久林地における森林許可の割り当て

前述の通り、ガボンは「緑のガボン」政策において、すべての生産林を CFAD にすることを目指している。木材伐採コンセッションが CFAD として水・森林省から認可されるためには、以下の手続きを踏む必要がある。

法律第 16/01 号の公布以降、生産林地における森林コンセッションの割り当ては、現在二種類の森林許可に基づいて行われる。一つは対象面積が 5 万 ha から 20 万 ha までの持続整備森林コンセッション（CFAD）であり、ガボン政府は森林関連の大企業に対して森林整備計画と工業化計画の策定に 3 年の期間を認めている。森林行政当局による上記計画の承認により、20 年から 40 年の伐採ローテーションとする CFAD が割り当てられる。

1. 水・森林省は、伐採業者から提出された CPAET（Convention Provisoire d'Aménagement - Exploitation - Transformation）（整備・施業・加工に関する仮協定）計画を 3 年かけて精査し、CFAD として適切か判断する。
2. CFAD は、複数の UFA（Unité Forestière d'Aménagement = 森林整備単位）で構成され、UFA は複数の UFG（Unité Forestière de Gestion = 森林事業単位）で構成される。更に、UFG は 5 年間の事業計画であり、5 つの AAC（Assiette Annuelle de Coupe = 年間伐採区域）を包含する。
3. 伐採業者は、CPAET への署名の 3 年後を期限として、Plan d'Aménagement（整備計画）を水・森林省に提出しなければならない。期限を遵守できなかった場合は、自動的に CPAET が無効となる。
4. 伐採業者は、CPAET への署名後 6 ヶ月以内に、「整備インベントリー手順書」（Protocole d'inventaire d'aménagement）を提出する。その 2 ヶ月後に現地に赴き、手順書に従ってプロット調査を実施し、その結果を伐採業者のデータと比較する。
5. 伐採業者の「整備インベントリー報告書」（Rapport d'inventaire 'aménagement）提出（CPAET への署名の 30 ヶ月後）およびその認証の 1 ヶ月後に現地に赴き、手順書に従ってプロット調査を実施し、その結果を伐採業者のデータと比較する。
6. 伐採業者は、CPAET への署名の 3 年後に、水・森林省との最終契約ともいえる「整備・施業・加工計画」（Plan d'Aménagement - Exploitation - Transformation）を提出する。

7. その主な内容は、20～50年間の計画、生産量の予測、環境保護対策、社会経済開発、対象森林の調査・研究などである。
8. CFADとして認められた場合は、最初の森林事業単位（UFG）について、整備計画（Plan de gestion）が策定される。また最初の年間伐採区域（AAC）について、以下のような留意点に基づき年間操業計画（PAO）が策定される。
 - 管理計画（Plan de Gestion）の対象は森林事業単位（UFG）とする。
 - UFG内は、森林法第19条により、複数のAACで構成される。（基本的に5個）
 - 各AACにはPAOが策定されており、これに従って施業を実施する。
 - 伐採ローテーション期間として最低20年間は、同一のAACで伐採できない。
 - 伐採後は、通常は天然更新とするが、希少樹種に関しては、伐採業者に再植林を指示する場合がある。
9. 伐採業者は、AACの施業を開始する1年前までに探査インベントリー（Inventaire d'Exploitation）を完了する必要がある。

以上が、CFAD認定までの流れであり、かかる業務は水・森林省森林総局が行う。

2) CFADの普及状況

CFADでの伐採は整備計画と工業化計画に基づいて行われ、同一の事業者割り当てられるCFADの総面積は60万haが上限とされている。連帯森林許可（PFA）は、一つのCFADに統合されている場合は1万5千haを、許可所有者が整備の対象としている場合は5万haまでを限度として、ガボン国籍の経済事業者割り当てられる（ガボン森林法 第99条、第100条および第112条）。連帯森林許可は入札による森林コンセッションの割り当て方法を定めた2008年10月8日付け省令第00641-08/MEFEPFA号に従い行われる入札手続を経て割り当てられる。

入札手続は政府が森林許可割り当てにおいて透明性の確保を目的として行われるものであり、応札書類提出後、政府が設置した「木材セクター工業化委員会（CIFB）」が評価作業を行う。委員会は、森林経済省のほかに、首相府、財務省、計画省、商業省および他の省庁のメンバーで構成され、9の省庁がこの評価に関与する。なお、第三者による評価には、PFAとCFADを関連づける必要があり、一つのPFAが5万haである場合、所持者は整備計画と木材を現場加工する工場の図面を提出することが義務付けられている。

CFADを取得したガボンの森林コンセッションについてみると、大部分がアジア系（中国およびマレーシア）事業者属し、フランスとイタリアの事業者がこれに続き、最後にガボンの事業者所有となる。これらの大企業グループには、中国系グループのスンリー・ガボン（Sunly Gabon : Sunry, Sunly）やファ・ジエ（Hua Jia : Hua jia, Tcn, Tlp）、マレー

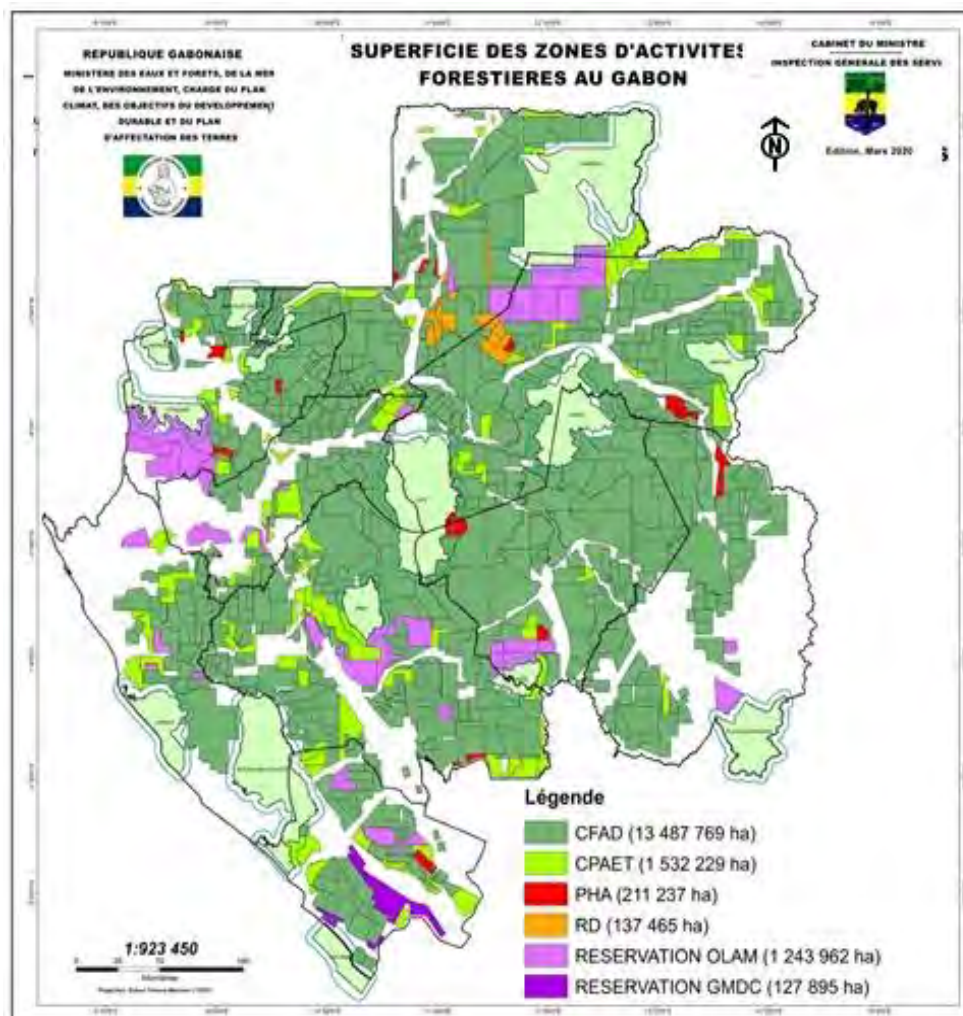
シア系のボルダミュール (Bordamur : Rimbunan Hijau, SFIK, Toujours vers, Grans Bois, IFK CIPLAC OFFOUE) 、フランス系のルジエ (ROUGIER : Rougier-Gabon, CIFHO)、インド系のオラム・インターナショナル (OLAM international : Olam Gabon, Gsez, Gaw, Giw Sarl, Gsezw Sarl)、イタリア系のコーラ・ウッド (Cora wood) そしてスイス系のプレシヤス・ウッド (Precouis Wood : CEB) が挙げられる。

森林伐採関係者の構成は、ヨーロッパ (主にフランス) の企業による伐採開始以来占有され、かつてはソシエテ・デュ・オー・トゴウエ (Société du Haut-Ogooué) がガボンの国土の5分の2を占めていた時代もあったが、その後アジアにおける需要増加を背景に東洋系の企業グループが進出し、現在に至っている。

ヨーロッパの企業またはヨーロッパ資本を受けている企業は厳しい競争にさらされてはいるが、フランス系のルジエ (Rougier) (約69万ha)、CEB-プレシヤス・ウッド (CEB-Precious Woods) (50万5千ha)、SEFF (30万ha) やイタリア系のコーラ・ウッド (Cora Wood) (45万ha) など依然として重要なコンセッションを保持している。

一方、マレーシア系グループであるリンブナン・ヒジャウ (Rimbunan Hijau) が所有するボルダミュール・カンパニー (Compagnie Bordamur) とスンリー・ガボン・グループ (Groupe Sunly Gabon (SUNRY, SUNLY)) がガボンで最大のコンセッションを所有している。

図 3.14 森林許可の地理的分布状況³⁷



3) 伐採に係る税金と手数料

伐採に係る税金は森林コンセッションが取得した認証レベルに応じて以下のように定められている。

表 3.13 認証レベルに応じた面積に対する税金

森林ユニット	FCFA / ha
FSC または PAFC/PEFC によって認証されたコンセッション	300
法律によって認証されたコンセッション	600

³⁷ 森林総局 (DGF) 2020 年

表 3.14 加工レベルに応じた輸出用木材加工品に対する税金

加工	FCFA/m ³
第一次加工	9
第二次加工	3
第三次加工	1.5

3-3-4 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

上記に述べたようにガボン国森林法に基づいて合法的に伐採された木材の供給システムは、森林コンセッションに与える CFAD 許可によって担保されている。一方 FSC に代表される様々な森林認証システムが導入されつつあるが、普及率は低く 2022 年までに全てのコンセッションに適用させるという大統領宣言が出されている。

一方、EU との FLEGT-VPA 協議については、一旦中断されていた締結交渉を再開する準備が活発化している。このなかで伐採の合法性が確認できるシステムが検討されており、事例として以下に紹介する。

ガボン林業木材産業協会（UFIGA）はドイツ復興金融公庫（kfw）の支援により中部アフリカ森林協議会（COMIFAC）を通じて、PPECF-Programme for the Promotion of Certified Forest Management（認証された森林管理の促進プロジェクト）³⁸を実施中であり、そのなかで木材のトレーサビリティを行うソフトウェアとして「Gabontracks」を試験的に導入し、トレーサビリティ及び合法性のモニタリングのための、森林開発管理共通システムの設置を目指している。これと平行し、事業者のシステムから、森林管理データベースにデータを直接取り込める（少なくともそれにつながる）プラットフォームを設立中である。加えて、水・森林省、ガボン林業木材産業協会（UFIGA）、ガボン林業森林伐採専門家組合（SIAG）の代表を集めた合同作業部会を設置し、システムの具体化を協議している。プロジェクト関連資料から、提案されているトレーサビリティに用いるバーコード案³⁹を以下に示す。

³⁸ <http://www.ppecf-comifac.com/au-gabon.html>

³⁹ <http://www.ppecf-comifac.com/au-gabon.html>

図 3.15 トレーサビリティに用いるバーコード案（その1）



図 3.16 トレーサビリティに用いるバーコード案（その2）



3-4 木材の流通段階における法令等

3-4-1 木材の流通（伐採箇所から加工工場への搬入）に関する法令

政府の許認可を得て伐採された木材は、森林法第 3 項「木材生産林の伐採に関する一般規定」に基づき加工工場に搬入される。以下、第 3 項のうち主要な条文を示す。

- 第 127 条：伐採許可の所有者はハンマーによる刻印のために少なくともハンマーを一つ所有しなければならない。このハンマーによる刻印は裁判所の登記簿に登録され、水・森林当局または委任された機関に提出される。伐採を請負う場合、請負業者は許可保有者の刻印またはハンマーを使用しなければならない。
- 第 128 条：伐採許可区域内で伐採された全ての樹木は、第 127 条で規定されているハンマーによる刻印がされ、木材、伐根、切り株および玉に伐採木の識別コードが記される
- 第 129 条：第 128 条の適用により、原木の状態で収穫された伐採木は個別識別される。
- 第 131 条：樹幹の詳細は伐採が終わる前に現場台帳に記載される。玉に関する詳細は木材を現場から運び出す前に台帳に記入される。
- 第 132 条：水・森林当局の州の監督局長は現場台帳を照査し略書をする。現場台帳は水・森林当局の職員からの要求があった場合、提示されなければならない。職員は検査後ただちに書面による認証を行う。
- 第 135 条：伐採された原木または加工後の木材の搬出のために公道または私道の利用を希望する伐採許可保有者は、削除や加筆のない伐採搬出図を三部作成する。製品この伐採搬出図を添えなければならない。
- 第 136 条：全ての伐採業者は各四半期末、遅くとも各四半期終了の翌月末までに、特に以下の活動項目に関する技術・会計書類を水・森林当局の州監督局に提出しなければならない。
 - ガボン木材公社に搬入されたオクメとオジゴ⁴⁰の原木に関する四半期ごとの生産状況
 - 加工場ごとの内訳を記載した、現地の加工場に搬入された原木に関する四半期ごとの生産状況
 - バイヤーの内訳と連絡先を記載した様々な原木に関する四半期ごとの販売状況
- 第 138 条：原木の売買には原産地の森林事務所が承認した仕様書の提示が必要となる
- 第 139 条：ガボン木材公社、地元加工場およびその他の木材のバイヤーには以下のことが義務付けられている。
 - 木材受領前にこの仕様書を入手すること
 - 税金と納付金に関する森林法の規定を実行し、受領後 30 日以内にその金額を支

⁴⁰ 注) 2021 年現在、オジゴの伐採は禁止されている

払うこと。

上記、第 127 条に規定された伐採業者のハンマーを以下に示す。このハンマーは Société International Company of Timber (SICT)社が取得したものであり、社名の刻印が記されている。

また、加工工場に搬送中の丸太原木について、第 128 条に規定された伐採原木への刻印と伐採箇所情報が原木に付された事例を以下に示す。これによると原木へのハンマー刻印が確認され、更に CFAD（伐採コンセッション名）や AAC（年間伐採区画番号）の情報を付したタグが取り付けられている。なお、これらの情報は白ペンキなどで直接原木丸太に記載されている場合もあり、記載基準は法律上規定されていない。

図 3.17 伐採業者固有の刻印ハンマー



図 3.18 丸太原木に付されている伐採情報⁴¹



上記の手順を経て搬入された原木に関して、加工工場は以下に示す森林法第 228 条及び第 229 条に基づき、搬入情報を水・森林省に報告する義務を負っている。

- 第 228 条：加工場の責任者は加工場で受領・加工した木材の保管状況を記録する台帳を準備しなければならない。この台帳は定期的に更新される。このため、加工場の責任者は原木受領後 48 時間以内に、運送状に記載された内容を特定の台帳に転記しなければならない。

⁴¹ https://wwf.panda.org/wwf_news/

- 第 229 条：処理・加工された木材製品の再販業者は製品を水・森林当局によって承認された加工場から調達しなければならない。そのため再販業者は水・森林当局の職員から要請があれば、規則に準拠した輸送状を提示し製品の原産地を証明する義務がある。

3-4-2 木材の流通（輸出）に関する行政の体制

ガボンでは、木材製品の出荷に関する貿易許可証は無いものの、以下に示す森林法第 135 条及び第 138 条に基づき、運送明細（貨物運送状）及び原産地仕様書の確認が行われる。輸出は首都（オーウェンドウ港）からのみ行われており、積み出し時に水・森林省職員によって上記の確認が行われる。

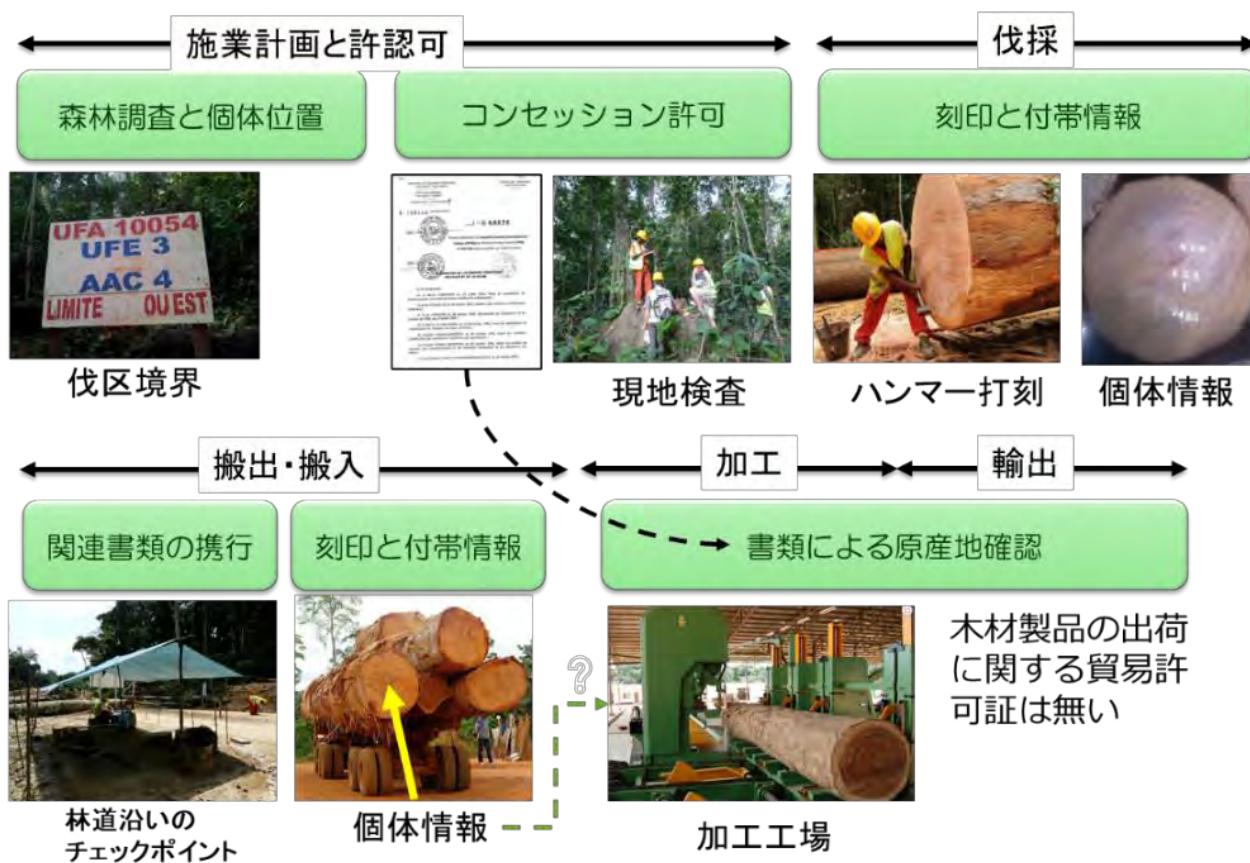
- 第 135 条：伐採された原木または加工後の木材の搬出のために公道または私道の利用を希望する伐採許可保有者は、削除や加筆のない搬出図を三部作成する。この搬出図には製品を添えなければならない。
- 第 138 条：原木の売買には原産地の森林事務所が承認した仕様書の提示が必要となる。

3-5 合法性証明に関するリスク

3-5-1 伐採から加工、輸出までの流れからみた分析

上記で述べたように森林伐採に関する許認可とそれに必要な情報について見れば、伐採予定箇所のインベントリーや伐木個体位置、ハンマーによる丸太原木への打刻と原産地情報の明示など細部が規定されている。その一方で、水・森林省所管の水・森林学校長へのヒアリングによると、加工工場に搬入された丸太原木の情報が水・森林省に報告されることは確認できたが、搬入された丸太原木が有していた個体情報が加工製品にどのように引き継がれていくかについては明確な情報が得られなかった。

図 3.19 伐採から加工、輸出までの流れ



また、ガボン国では伐採を禁じている5つの樹種があり、輸入木材のうちこれらが含まれていないか確認する必要がある。また、持続的な森林管理に基づく伐採が行われているコンセッション (CFAD) から伐出された原木であることを確認するために、水・森林省の承認が得られているかどうかを各種許認可書類によって確認する必要がある。加えて森林認証が取得された伐区から生産された木材製品であることも重要な確認事項と言える。

3-5-2 合法性に関する第三者からの指摘

イギリスに本部を置く非営利団体の ODI (Overseas Development Institute) は、CIFOR (The Center for International Forestry Research) や RECOFTC (Regional Community Forestry Training Center for Asia and Pacific) と連携し、ガボンの森林管理及び検証に関する現状について調査を行った (2008 年)⁴²。それによるとガボンにおける森林管理に関する検証システムは、2001 年に制定された森林法を基礎とし、水・森林省と法務省が主務官庁となりこれを実践する 2 本の柱で構成されていることに特徴があると述べている。また、このシステムの有効性に関して、違反の件数は 2002 年の 451 件から 2006 年には 281 件、2007 年には 252 件と減少しつつあるものの、違反行為に対する実地モニタリングは 2006 年及び 2007 年にそれぞれ 2 回実施されただけに留まり、十分な検査数とは言い難いと指摘している⁴³。更に、行政機構を中心としたガバナンスや検証システムは必ずしも中立性を担保できるものではなく、第三者機関による検証が行われていないことへの警鐘を鳴らしている。

⁴² <https://www.odi.org/sites/odi.org.uk/files/odi-assets/publications-opinion-files/4466.pdf>

⁴³ ODI のレポート中では、この数字の出典は水・森林省研究・調査局とされているが、具体的な出典の詳細情報は本調査では確認できなかった。

付属資料1 CFAD および CPAET を所持している企業
 一つのグループ企業に複数の個別企業が属している場合は、併記している。

企業名	専門分野
チェン・トン・チャイナ・グループ (Groupe China Cheng Tong) (CCT) スンリー・ガボン(Sunly Gabon)	中国資本の企業グループ
ルジエ・グループ(Groupe Rougier) オートゴウエ・インダストリ & フォレストリーカンパニー(Compagnie Industrielle et Forestière du Haut-Ogooué) (CIFHO)	フランス資本の企業グループ
カンパニー・デ・ボア・ドュ・ガボン(CBG) (Compagnie des Bois du Gabon) (CBG)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
タリ・ボア/センチュアン (Tali Bois / Senchuan)	中国資本の企業
タリ・ボア・ガボン(Tali Bois Gabon)	専門分野：伐採、木材の輸送・貿
センチュアン・ティンバー・ガボン(Senchuan Timber Gabon)	中国資本の企業
ダン・ガボン・カンパニー(Compagnie Dan Gabon) (CDG)	専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
コーラ・ウッド・ガボン (Corà Wood Gabon) (CWG)	イタリア資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ファ - ジア産業 (Hua-Jia S.A.)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
オゴウエ木材・製材 (Bois et Sciage de l'Ogooué) (BSO)	フランス資本の企業

企業名	専門分野
ワン・チュアン・ティンバー有限公司 (Wanchuan-Timber SARL) (WCTS)	専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン原木開発 (Exploitation Gabonaise de Grumes) (EGG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
MPB / TBNI グループ (Groupe MPB / TBNI) モン・ペレ・ボア(Mont Pelé Bois) (MPB) 木材輸送・国際商会(Transport Bois Negoce International)(TBNI) フォレストリー・デヴエロップメント・ガボン (Forestry Development Gabon) (FDG)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ミチック森林伐採(Mitzic Exploitation Forestière) (MEF)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
アベイユ・フォレストリー・カンパニー(Compagnie Forestière des Abeilles) (CFA)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ジョン・ビタール・ガボン株式会社 (John Bitar Gabon S.A.)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
BSG / GWI グループ(Groupe BSG/ GWI)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材製材(Bois et Scierie du Gabon) (BSG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン・ウッド・インダストリ (Gabon Wood Industries) (GWI)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ペン・ジン木材有限公司 (Peng Xin Bois SARL)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
モアンダ製材会社 Société de Sciage de Moanda (SSMO)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
グランド・マユンバ・デヴェロップメント・カンパニー／ニャンガ・フォレストリー・オペレーター ションズ (Grande Mayumba Development Company /Nyanga Forestry Operations) (GMDC / NFO)	南アフリカ資本の企業 南ア・サステナブル・フォレストリー・ マネジメント Ltd. (SFM Africa)とガボ ン国との官民パートナーシップ 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
レイン・フォレスト・グループ (Groupe RFM) レイン・フォレスト・マネジメント (R.F.M) レイン・フォレスト・マネジメント (RFM-GSEZ)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ラストゥルヴィル木材会社(Société des Bois de Lastourville) (SBL)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
赤道森林開発協会 (Société Equatoriale d'Exploitation Forestière) (SEEF)	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
トロピカル・ティンバー・インダストリー・ボード (Tropical Timber Industry Board) (TTIB)	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
シェン・ヤン・インターナショナル・ボア・ガボン(Sheng Yang International Bois Gabon) (SYIBG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
タウリアン・リソース・ガボン株式会社(Taurian Ressources Gabon)	インド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
赤道木材会社・プレシヤス・ウッド(Compagnie Equatoriale des Bois-Precious Woods) (CEB- PWG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
パット・ティンバー(Pat Timber)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ジン・ワン・ボア(Xinwang Bois)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材開発協会(Gabonaise d'Exploitation de Bois) (GEB)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
熱帯木材林業 (Société Forestière des Bois Tropicaux) (SFBT)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
木材交易輸出・熱帯原木生産 (Export et Négoce du Bois) (ENB) 熱帯原木生産(Tropical Logs Production) (TLP) フア・ジエ (Hua Jia)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
レイン・フォレスト・グループ(Groupe RFM)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
レイン・フォレスト・マネジメント (R.F.M)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
レイン・フォレスト・マネジメント (RFM-GSEZ)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン森林・木材業商会 (Gabonaise des Forêt et des Industries du Bois) (LGFIB)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
エヴァンゼ・ボア・デュ・ガボン(Evandzi Bois du Gabon) (EBDG)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ルソ・ロカシオン(Luso Location) (LUSOLOC)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
ガボン木材公社(Société Nationale Bois du Gabon) (SNBG)	国営企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
木材伐採アフリカカンパニー(Compagnie Africaine d'Exploitation de Bois) (CAEB)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ブレンデ・ガボン木材加工 (Gabonaise de Transformation du Bois Boulénde) (GTBB)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材産業交易 (Industrie Bois Négoce Gabon) (IBNG)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
リン・ティンバー(Lynn Timber)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン森林伐採・牽引有限公司(Gabonaise d'Exploitation Forestière et de Remorquage SARL) (GABEXFOR)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
サンハーベストベンチャー (Su Harvest Ventures) (SHV)	ガボン中小林業者者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
森林伐採・輸出協会 (Forestière d'Exploitation et d'Export) (FOREEX)	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
リンブナン - ヒジャウ・グループ (Groupe Rimbunan Hijau) : リンブナン - ヒジャウ・ガボン(Rimbunan Hijau Gabon) クラムトゥウ林業(Industrie Forestière de Koulamoutou (IFK))	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
クラウトゥ森林・産業 (Société Forestière et Industrielle de Koula-Moutou) (SFIK) ボルダミュール・トゥジュール・ヴェール (Bordamur Toujours Vert)	
ムヴウム・フォレストリー・プランテーション (Plantations Forestières de la Mvoum) (PFM)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ニュー・オリエンタル・インターナショナル・インベステイメント (New Oriental International Investment Co. LTD) (NOII)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
チアン・ベイ・フォレスト (Tian Bei Forêt) (TBF)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ヒール・フォレストリー株式会社 (KHLL FORESTRY SA)	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動する中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
アフリカ・ビュウ株式会社 (Africa View S.A.)	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動するインド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン・モダン家具 (Gabon Meubles Modernes) (GMM)	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動する中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
ガボン林業有限会社 (FG GZES)	オラム・インターナショナルとガボンのパートナシップの枠組みで活動する中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
インターナショナル・カンパニーオブティンバー(Société Internationale Company of Timber) (SICT)	ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材・建具(Bois et Menuiserie du Gabon) (BMG) ガボン森林開発・整備インベントリー協会 (Société d'Inventaire d'Aménagement et d'Exploitation Forestière du Gabon) (SIAEFG)	ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易 ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
マヴェンベ(Mavembé)	ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の加工・輸送・貿易
クワンタン森林開発 (Exploitation Forestière Quentin) (EFQ)	ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材開発 (Exploitation Gabonaise de Boi) (EGB)	ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ダーラ・ウッド・ガボン(Dhara Wood Gabon)	インド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ティンバー・カンパニー(Timber Company)	インド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
レース・ド・コンストラクション・ボア(Reine de Construction Bois)(RCB)	ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン・フア・ドン・インベステイメント (Gabon Huan Dong Investissement) (GAHUDI)	中国資本の企業 専門分野：木材の購入・加工・輸送・貿易
ガボン木材総合加工 (Société de Transformation Intégrée des Bois du Gabon) (STIBG)	レバノン資本の中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン・インターナショナル・フォレストリー・ティンバー(International Forestry Timber of Gabon) (IFTG)	ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
セコミ (CECOMI)	ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
アルボリス (Arbolis)	ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン原木開発 (Exploitation Gabonaise des Grumes) (EGG)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
エスチュエール・木材開発(Exploitation des Bois de l'Estuaire) (EBE)	ガボン中小林業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

出典：ガボンにおける森林・木材分野の民間セクターの現状に関する調査2019年6月—最終報告

